

附 則

この規程は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

---

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 15 年 5 月 7 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

**熊本県人事委員会規則第 26 号**

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の給料月額調整額に関する規則（昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 総トン数 50 トン以上の船舶の項中「船舶職員法」を「船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）」に、「4 級小型船舶操縦士免許を除く。」を「小型船舶操縦士の免許資格については、総トン数 5 トン以上の船舶を操縦できるものに限る。」に改め、同表総トン数 5 トン以上 50 トン未満の船舶の項中「船舶職員法」を「船舶職員及び小型船舶操縦者法」に、「4 級小型船舶操縦士免許を除く。」を「小型船舶操縦士の免許資格については、総トン数 5 トン以上の船舶を操縦できるものに限る。」に改める。

附 則

この規則は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

